

第 26 号

指定管理者の指定について

次のように指定管理者を指定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
三角港波多マリーナ	宇城市三角町三角浦1160番地の153	三角町漁業協同組合 代表理事組合長 田代龍也	令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

(提案理由)

熊本県港湾管理条例（昭和41年熊本県条例第42号）第16条第1項の規定に基づき、三角港波多マリーナの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。